

## 文例（遺産分割方法の指定）

### ①一般的な遺産分割方法の指定

遺言者は、遺言者の有する一切の財産を、分割協議において次のとおり分割するよう、分割の方法を指定する。

第1条 遺言者が経営する〇〇商店の店舗の次の不動産およびその営業に関する一切の資産は、長男〇〇〇〇（生年月日）が取得する。この場合、長男〇〇〇〇は右資産を取得する負担として、右営業に関する一切の負債を支弁し、他の相続人に負担させてはならない。

#### 【不動産の表示】

第2条 次の不動産は、面積等分にてこれを二分し、二男〇〇〇〇（生年月日）及び三男〇〇〇〇（生年月日）が各々その一を取得する。

#### 【不動産の表示】

第3条 第1条により長男〇〇〇〇が取得する財産の価額（積極財産から消極財産の額を差し引いたもの）が、二男〇〇〇〇、三男〇〇〇〇の取得する財産の価額を超えるときは、他の相続人に対して代償金を支払うものとする。

遺言によって、遺産分割方法の指定をすることができます。遺産分割方法の指定とは、本来は遺産分割におけるその方法を指示するものです。その他に、分割手続きをしないで特定の財産を特定の相続人に承継させる（「相続させる」遺言）もの、遺産を金銭に代えたうえで配分する（「清算配分」）ことを指示するものがあります。なお、遺産分割方法の指定は遺言によってのみすることができます。

「相続分の指定」と「遺産分割方法の指定」とは異なり、分割方法の指定をしても相続分の指定をしないこともできますし、分割方法の指定とともに相続分を指定することもできます。

## 文例（遺産分割方法の指定）

### ②清算配分型

第〇条 遺言者は、遺言者の有する一切の財産を換価し、その換価金から遺言者の一切の財務を支弁し、かつ遺言の執行に関する費用を控除した残金を、次のとおり配分するよう指定します。

妻	〇〇〇〇（生年月日）	5分の2
長男	〇〇〇〇（生年月日）	5分の1
長女	〇〇〇〇（生年月日）	5分の1
二男	〇〇〇〇（生年月日）	5分の1

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所	東京都〇〇区〇〇・・・
職 業	〇〇〇
氏 名	〇〇〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

不動産や預貯金、株式などの積極財産を、換価（現金化）し、その換価金を相続人に配分するのが換価分割です。上記文例は借金などの消極財産を弁済した上でその残金を、相続人に配分するように指定するものです。

#### ｜遺言執行者の指定

財産の換価、清算、配分は、その執行が必要となります。これらの手続きは複雑で、相続人が共同で行うとかえって煩雑になります。よって、換価分割を行う場合は、合わせて遺言執行者を指定しておく必要があります。遺言執行者は法的知識が必要な場合がありますので、弁護士などの専門家にしておくと手続きが円滑に進むでしょう。